

米子市告示第225号

差押財産の公売について

次のとおり差押財産を公売に付するので、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定によりその例によることとされる国税徵収法（昭和34年法律第147号）第95条第1項の規定により公告し、及び地方税法の規定によりその例によることとされる国税徵収法第99条第1項の規定により、当該差押財産の見積価額について、次のとおり公告する。

令和7年12月23日

米子市長 伊木 隆司

1 公売（入札）開始日時

令和8年1月19日 午前10時20分

2 公売（入札）締切日時

令和8年1月19日 午前10時45分

3 公売及び開札の場所

鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

米子市役所 本庁舎2階 201会議室

4 公売の方法

入札（期日入札）

5 公売保証金の納付期限

令和8年1月19日 午前10時40分

6 開札の日時

令和8年1月19日 午前10時45分

7 売却決定の日時

令和8年2月9日 午前9時

8 売却決定の場所

鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

米子市市民生活部収納推進課

9 買受代金の納付の期限

令和8年2月9日 午後2時

10 公売参加の資格の制限

国税徴収法第108条第1項各号に掲げる者に該当すると認められる事実がある者でその事実があった後2年を経過しない者並びにその事実があった後2年を経過しない者を使用人その他の従業者として使用する者及びこれらの者を代理人とする者は、公売の場所に入ること及び入札又は競り売りに係る買受けの申込み(以下「入札等」という。)をすることができない。

11 買受人の資格

国税徴収法第92条の規定に該当する者は、第13項の公売財産を買い受けることができない。

12 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容の申出

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出ること。

13 公売財産の表示

別紙のとおり

1 4 公売保証金額

別紙のとおり

1 5 見積価額

別紙のとおり

1 6 その他

(1) 公売財産（不動産に限る。）の入札等をしようとする者は、国税徵収法第99条の2の規定による陳述をしなければ、入札等をすることができない。

(2) 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札等は、その納付後でなければ、行うことができない。

(3) 公売保証金及び買受代金の納付は、現金又は小切手により行わなければならない。

(4) 見積価額以上の入札等をした者のうち最高の価額による者を最高価申込者と決定し、売却決定を行う。

(5) 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札等の価額をもって行う。

(6) 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、当該入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるものに限る。）による入札者は、次順位による買受けの申込みをすることができる。

(7) (6)の次順位による買受けの申込みは、開札の場所において、最高価申込者の決定後直ちにしなければならない。なお、当該次順位による買受けの申込みをした者については、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがある。

- (8) 最高価額申込者（最高の価額により入札等をした者をいう。以下同じ。）が複数存在する場合は、当該最高価額申込者のみで追加入札等を行い、最高価申込者及び次順位買受申込者を決定する。また、追加入札等においても最高価額申込者が複数となった場合は、くじによる抽選を行い、最高価申込者及び次順位買受申込者を決定する。
- (9) 国税徴収法第108条第5項に該当する場合には、最高価申込者及び次順位買受申込者とする決定を取り消すこととする。
- (10) 公売財産に係る市税の完納の事実が買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金の納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは、売却決定を取り消すこととする。
- (11) 公売財産の権利移転の時期は、買受代金の全額の納付があった時とする。
- (12) 公売財産の権利移転に当たっては、登録、許可、承認等を必要とする場合がある。
- (13) 公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額の納付があった時に買受人に移転するので、当該納付後の汚損、損傷、焼失等による損害の負担は、買受人が負う。
- (14) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担とする。
- (15) 買受人は、(14)に規定する費用に相当する額を、買受代金と併せて納付しなければならない。
- (16) 米子市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合については、担保責任を負わない。
- (17) 入札等により、自己に関わる情報等が第三者に知られ、又は不正に

使用されること等により損害を受けた場合であっても、米子市は、その損害について何ら保証しない。

別紙

公告番号	225	売却区分番号	07-1	見積価額	1,036,000円
				公売保証金額	110,000円
（土地の表示）					
1 所 在 米子市富士見町二丁目 地 番 53番 地 目 宅地 地 積 56.31 平方メートル					
（建物の表示）					
2 所 在 米子市富士見町二丁目 53番地 家屋番号 53番 種 類 居宅・物置 構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 3階建 床面積 1階 54.57 平方メートル 2階 62.59 平方メートル 3階 54.57 平方メートル					
（登記簿による表示）					
公売財産の概要	1 公売財産は、JR境線「富士見町駅」から約320メートルに所在し、近隣の地域においては、上水道及び公共下水道が整備されている。 2 公売財産の土地は、南西側で、一般国道181号に接面している。 3 公売財産の土地は、間口約6メートル、奥行約10メートルの整形な画地である。				
法的規制、利用状況等	1 市街化区域 商業地域 準防火地域 宅地造成等工事規制区域 駐車場整備地区指定有り 建蔽率 80パーセント 容積率 500パーセント 2 公売財産の土地の上に、ほぼ同等の大きさの公売財産の建物が立地しているが、建物が一部、隣接する土地へ越境しており、その隣接する土地と合算した敷地面積で建築確認申請が行われている。 3 公売財産の建物においては、現在居住者（占有者）はいないが、以前、1階を飲食店、2階及び3階を居宅としており、厨房機器、家具及び生活用品など、所有者が使用した現状そのままである。				
特記事項	1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認すること。 2 執行機関（米子市）は、公売財産の引渡し義務を負わない。なお、公売財産内にある動産等の処理等は、買受人の責任においてを行うこと。 3 土地の境界の確定については、隣地所有者と協議すること。 4 公売財産の建物が一部、隣接する土地に越境しているため、使用等に当たっては、隣地所有者と協議すること。 5 土壌汚染、地下埋設物及び地盤については、不明である。				

- 6 公売財産の建物については、アスベスト等の有害物質が使用されている可能性がある。
- 7 公売財産1及び2は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行う。なお、見積価額の財産ごとの内訳は、次のとおりである。
- 公売財産1 896,000円 公売財産2 140,000円
- 8 心理的瑕疵あり。